

東北地方太平洋沖地震等で被災された方の

『国民健康保険』及び『後期高齢者医療制度』の取り扱いについて

東北地方太平洋沖地震等により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

被災された方が、『国民健康保険』及び『後期高齢者医療制度』を利用する場合の取り扱いは、次のとおりとなっています。

1 被保険者証がなくても受診できます

次のことを医療機関等の窓口でお申し出ください。

- ・ 氏名、生年月日、住所、連絡先

2 医療機関での支払いは猶予又は免除されます

以下の条件に該当する方で、そのことを医療機関等の窓口でお申し出いただくことにより、一部負担金等窓口での支払いが猶予又は免除されます。

- (1) 災害救助法が適用されている**被災地域住民**であり、
- (2) 以下の申し立てを行った方
 - ①住宅が**全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災**をした方
 - ②主たる**生計維持者が死亡又は重篤な傷病**を負った方
 - ③主たる**生計維持者が行方不明**である方
 - ④主たる**生計維持者が業務を廃止又は休止**した方
 - ⑤主たる**生計維持者が失職し、現在収入がない**方
 - ⑥**原子力災害特別措置法に基づく立ち退き指示等により避難**された方

詳細：厚生労働省のお知らせのページ（外部リンク）

【お問合せ】

当別町 住民環境部 住民課 国保・後期高齢者医療係

電 話 0 1 3 3 - 2 3 - 2 4 6 7

F A X 0 1 3 3 - 2 3 - 2 1 2 7